

綾部市新婚生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻又は綾部市パートナーシップ制度の取扱いに関する要綱（令和5年綾部市告示第25号。以下「パートナーシップ要綱」という。）第2条第2項に規定するパートナーシップ（以下「パートナーシップ」という。）形成（以下「婚姻等」という。）に伴う経済的不安を軽減することで、本市の定住促進及び少子化対策を図ることを目的として、綾部市新婚生活支援事業補助金を予算の範囲内において交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 補助金を申請する年度の前年度の1月1日から補助金を申請する年度の3月末日において婚姻届を提出した世帯又はパートナーシップ要綱第4条に規定する綾部市パートナーシップ届（以下「パートナーシップ届」という。）を提出し、パートナーシップ要綱第3条に規定する要件を満たしていると認められた世帯等のうち、婚姻届又はパートナーシップ届の提出時において、夫婦又はパートナーシップにある者（以下「夫婦等」という。）の双方又は一方が39歳以下の者である世帯
- (2) 所得 給与所得者にあつては1年間の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した金額を、自営業者にあつては1年間の売上金額から必要経費を控除した金額をいう。
- (3) 府外からの移住者 補助金の交付申請を行う年度において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入（本市の区域内に住所を定めるものに限る。以下「転入」という。）をした者であつて、転入をした日の前日において京都府外に引き続き5年以上住所を有していたものをいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の対象となる世帯は、夫婦等のいずれかが本市に住所を有する新婚世帯で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付の申請を行う際に確認できる直近の夫婦等の所得の合計額が、500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、当該所得の合計額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額が500万円未満であること。
- (2) 本市への居住が、夫婦等のいずれかの転勤、医療施設又は福祉施設への入所、学校への入学等による一時的なものではなく、夫婦等のいずれもが本市に定住する意思を有していること。
- (3) 夫婦等のいずれもが、市税及び府税を滞納していないこと。
- (4) 夫婦等のいずれもが、この要綱による補助金又は他の地方自治体における同種の補

助金等の交付の申請を行い、既に交付されていないこと。

(5) 夫婦等のいずれもが、綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、前項に該当する新婚世帯として前年度に補助金の交付を受けた世帯もしくは受けようとした世帯であって、第5条に規定する上限額に交付を受けた補助金が達しなかったもの（前年度、新婚世帯であったものに限る。）についても当該年度に限り補助金の対象とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当するもので、補助金を申請する年度中に支払われる経費とする。

(1) 婚姻等に伴う新規の住宅購入に係る建物購入費

(2) 婚姻等に伴う新規の住宅賃借に係る賃料及び共益費並びに仲介手数料。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は当該住宅手当に相当する額を、生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあってはその全額に相当する額を控除した額とする。

(3) 婚姻等に伴う本市に所在する住宅への引越しに要する費用（引越事業者又は運送事業者に対して支払った実費とし、1世帯につき1回限りとする。）

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の支出額の合計額（他の制度により、賃貸住宅に係る賃料又は引越しに要する費用に対する助成金等の対象となる場合は、当該助成金等の額を控除した額）と次の表に掲げる補助基準額を比較して、いずれか少ない方の額とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、第3条第2項に規定する世帯が前年度に交付を受けている場合は、その交付額を補助金の額から差し引いて得た額を上限額とする。

補助対象者年齢	補助基準額	
	夫婦等の双方が府外からの移住者ではない場合	夫婦等の双方又は一方が府外からの移住者である場合
夫婦等ともに29歳以下	60万円／世帯	120万円／世帯
夫婦等ともに39歳以下（夫婦等とも29歳以下を除く。）	30万円／世帯	60万円／世帯
夫婦等のいずれかが39歳以下	18万円／世帯	36万円／世帯

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする新婚世帯に属する者（夫婦等のいずれかに限る。以下「申請者」という。）は、綾部市新婚生活支援事業（資格確認）補助金（変更）交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に誓約書（様式第2号）及び関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、申請内容に変更が生じた場合は、申請書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 第3条第2項に定めるもので補助金の交付を受けていない世帯が補助金の交付申請を行う場合は、補助金の交付申請を行う前年度中に申請書に誓約書（様式第2号）及び関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、綾部市新婚生活支援事業補助金（変更）交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第3項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、その結果を綾部市新婚生活支援事業資格認定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を決定した後、申請者から提出された綾部市新婚生活支援事業補助金交付請求書（様式第5号）に基づき補助金の交付を行うものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が虚偽の申請その他不正な手段により交付の決定を受けたことが明らかになった場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、当該補助金の交付の決定を受けた者にその旨を通知する。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を請求するものとする。

（財産処分の制限）

第10条 申請者は、当該補助金により取得した財産について、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きに規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。

（報告等）

第11条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、申請者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 申請者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する